

大阪市告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月5日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	供用開始の期日
加 美 第 9 2 号 線	平野区加美南3丁目59番の3地から 同 区同 59番の3地まで	告 示 の 日
加 美 第 1 0 1 号 線	平野区加美南3丁目59番の3地から 同 区同 59番の3地まで	告 示 の 日
平野区第9102号線	平野区加美南3丁目59番の3地から 同 区同 59番の3地まで	告 示 の 日

（建設局総務部管財課）